様式第３号(第３条関係)

|  |
| --- |
| 粕屋町障がい(児)者紙おむつ等購入費助成資格認定（却下）通知書第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　様粕屋町長　　　　　　　　　　印　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった障がい(児)者紙おむつ等購入費助成資格について、下記のとおり(認定・却下)しましたので通知します。記1　認定 |
| 　 | 対象者氏名 | 　 |  |
| 登録番号 | 　 | 生年月日 | 　　年　　　月　　　日(　　　歳) |
| 住所 | 　　　(電話　　　　　　　　　　　)　 |
| 決 定 内 容 | 限度額　　　　　　　円／１か月 |
| 認定期間 | 　　　　年　　　月　　　日　から　　　　年　　　月　　　　日まで |
| 2　却下(却下理由)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（助成金申請について）

1　助成の対象となる購入費は、紙おむつ等の購入費とし、宅配料金については対象外です。

2　助成の対象となる購入費は、上記認定期間内に購入した紙おむつ等に係る購入費とします。

3　助成を受けようとする場合は、障がい(児)者紙おむつ等購入費助成金支給申請書を紙おむつの購入月の翌月末までに提出してください。

4　申請は、領収書に記載されている購入日の属する月を対象月とし、１枚の申請書で６か月分までまとめて申請できます。

5　複数月分の申請をする場合、最終購入月の翌月末が申請書の提出期限です。

6　上記の決定内容の額を上限として、後日指定口座に振り込みます。

7　偽りその他不正な行為により助成を受けた場合には、助成した額に相当する額を返還してもらうことがあります。

教示

1　審査請求について

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において粕屋町を代表する者は、粕屋町長です。

　ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。